

最寄りの役場庁舎までの距離	行政区名	交付枚数(年度)
5km未満	金上野住宅、金上野団地、金上野県職員住宅、県営住宅自治会、金上野高樋橋、榊山町1、榊山町2、榊山町3、古市町、上東町、東町木造住宅、東町、上本町2、門前町、元倉町、殿町1、殿町2、殿町3、殿町4、殿町5、元町、新元町、上本町・中央通り、本町(窪川)、戎町・保健所通り、新開町、吉見町、駅前東吉見町、琴平元町、琴平町2、北琴平町南、駅前学園通り、昭和町、琴平住宅、北琴平町西、香月が丘1、香月が丘7、香月が丘3・5、香月が丘木建・町住、西原、根々崎、仕出原、神ノ西、金上野1、金上野2、金上野ミコノ川、金上野3、金上野4、見付1、見付、見付大切、東大奈路1、東大奈路2、根元原1、根元原2、根元原3、辻道、東川角、小久保川、宮内1、宮内2、払川、大井野上、大井野下、口神ノ川1-1、口神ノ川1-2、口神ノ川3、口神ノ川4、小向、浜ノ川、平串、富岡、大正橋、西本町、本町(大正)、土場、東山、中町、新町、南町、轟崎、瀬里、江師、小石、川ノ内(大正)、森林事務所、河内、小野、久保川、十和川口	60枚
5km~10km未満	若井、高野、峰ノ上、西川角、中神ノ川、大向、若井川、口神ノ川2、天ノ川、南川口、越行、西影山、中影山、七里住宅、沖代、三滝、下小野川、上小野川、中村、勝賀野、本在家、柳瀬、志和分、西ノ川(窪川)、下作屋、上作屋、影野下、下呉地東、下呉地西、替坂本、山株、六反地町、六反地郷、神有上、神有下、辻の川、本田、仁井田、黒石、本堂、与津地、親ヶ内、八千数、藤ノ川、向川、奈路、土居、弘見、飯ノ川、数家、神野々、つづら川、希ノ川、下岡、上岡、芳川、西ノ川(大正)、大正大奈路、木屋ヶ内、津賀、昭和、大井川、十川、戸川、古城、地吉、広瀬、井崎	90枚
10km~15km未満	奥神ノ川、寺野、檜生原、秋丸、野地、川ノ内(窪川)、川奥、米ノ川、上栗ノ木、下栗ノ木、桑ノ又、菅野々、上壱斗俵、下壱斗俵、東北ノ川、市生原、床鍋、影野上、奥呉地、魚ノ川、道德、平野、志和峰、口打井川、中打井川、上宮、大正北ノ川、市ノ又、大正中津川、下道、浦越、茅吹手、野々川、口大道	120枚
15km以上	折合、家地川、窪川中津川、日野地、上秋丸、志和郷、志和浦、郷分東部、郷分西部、郷分南北部、郷分中央部、郷分中筋、浦分1区、浦分2区、浦分3区、浦分4区、浦分5区、小室1区、小室2区、小室3区、小室4区、小室5区、奥打井川、弘瀬本村、弘瀬、烏手、相去、下津井、里川、奥大道	150枚

4月1日より利用できる利用券は、3月末ごろ配布予定です。

※合併前の旧町村単位に属する庁舎から、居住している行政区内にある一番遠い家屋までの距離を基準に、その行政区全員を同等の距離区分として決定しています。

【お問い合わせ先】 高齢者支援課 ☎22-3900 健康福祉課 ☎22-3115

福祉タクシー・バス利用券 交付区分変更のお知らせ

四万十町では、高齢者および障がい者の社会活動の範囲を広め、福祉の増進を図ることを目的として、1枚100円の福祉タクシー・バス利用券を配布しています。

対象者 ①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 四万十町に住民登録があり、昭和20年3月31日までに出生の方
(※申請不要)
- ② 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方
- ③ 療育手帳の判定がA1またはA2の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級または2級の方
(※②～④:手帳を持参しての申請が初回のみ必要)
- ⑤ 65歳以上の運転免許証返納者
(※運転免許証の取消し通知書または運転経歴証明書を持参しての申請が初回のみ必要)



対象となった方には、住所地から役場(大正、十和地域は各地域振興局)までの距離に応じ、毎年度、行政区によって設定された枚数を配布しています。

これまでは、行政区を A(5km未満)・B(5km~10km)・C(10km以上) の3つの区分に分け、利用券の枚数を定めていましたが、4月1日より、次のページの表のとおり、新しい交付区分での福祉タクシー・バス利用券を交付します。